

## 京都市深草墓園指定管理者募集要項

本市が設置している京都市深草墓園について、京都市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、当該施設（以下「指定施設」という。）の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を募集します。

### 1 申請の資格

申請できる者は、指定施設の管理運営を行ううえで人的かつ財産的な管理能力を有し、かつ次に掲げる資格を有する団体とします。

- (1) 当該公の施設の所管局等の長が代表者に就任している団体でないこと。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 代表者、役員又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があったとして逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 団体又はその代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 団体又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 団体又はその代表者が京都市暴力団排除条例（以下「排除条例」という。）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者でないことのほか契約の相手方としてふさわしくない者でないこと。
- (7) 団体又はその代表者が次に掲げる税等を滞納していないこと。

- ・ 所得税又は法人税
- ・ 消費税
- ・ 本市の市民税及び固定資産税
- ・ 本市の水道料金及び下水道使用料

※ なお、前年度が非課税など、納税証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書（代表者の記名押印又は署名があるもの）を提出してください。

### 2 選定の手順

令和8年7月3日（金）～8月3日（月）

募集要項等の配布

7月3日（金）～7月13日（月）

質疑の受付期間

7月14日（火）～7月24日（金）

質疑の回答

7月27日（月）～8月3日（月）

申請書類の受付期間

8月中旬～9月下旬

書類審査  
及び  
プレゼンテーション審査、ヒアリング  
審査、実地調査(※1)

10月上旬～10月下旬

指定候補者(※2)の選定

※1 プレゼンテーション審査、ヒアリング審査、実地調査は必要に応じて行います。

※2 公募により指定管理者の候補となる団体のことをいいます。

なお、申請者の評価が著しく低い場合や特に重要と考えられる項目の評価が低い場合は、指定候補者に選定しないことがあります。その際は、上記の手續に関わらず、再公募等を行う場合があります。

### 3 申請手続

#### (1) 申請方法

次のとおり書類を提出してください。

##### ア 提出書類

「提出書類一覧」(別紙1)のとおりに

##### イ 申請書類の受付期間

令和8年7月27日(月)から同年8月3日(月)まで

受付は午前9時から午後4時まで(土日祝日は除く。)

※ 書類の確認を行いますので、提出に際しては事前に電話のうえ御来庁ください。

##### ウ 受付場所等

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

電話 075-222-3433(直通)

電子メールアドレス eisei@city.kyoto.lg.jp

##### エ その他

受付期間後は、既に提出された書類の内容を変更することはできません。

また、申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### (2) 質疑及び回答

この要項に関する質疑及び回答は、次のとおり行います。

##### ア 質疑者の資格

本要項中「1 申請の資格」を満たす者とします。

##### イ 質疑の方法

質疑の方法	受付期間及び受付場所等
質疑の要旨を簡潔にまとめ、文書を持参するか、電子メールで送信してください。	① 受付期間 令和8年7月3日(金)～同年7月13日(月) 持参の場合は午前9時から午後5時まで(土日祝日は除く。)
	② 受付場所等 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 京都市役所北庁舎3階 京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課 電子メールアドレス eisei@city.kyoto.lg.jp <b>*上記期間以外は、質問を受け付けません。</b>

##### ウ 回答

回答は、令和8年7月24日(金)までに、質疑回答書を質疑者全員に電子メールで送信します(着信確認の返信をすること)。質疑回答書は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答の送信が遅れる場合は、質疑者全員に別途連絡します。

なお、質疑回答書は、上記受付場所において配布を行います。

#### (3) 平面図等の閲覧

質疑者の資格を満たす者は、上記質疑の受付期間及び受付場所において、指定施設の概要等が分かる平面図等を閲覧できます。ただし、平面図等は竣工時のものです。

※ 事前に電話のうえ御来庁ください。

#### (4) 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守してください。

#### (5) 申請書類の提出

提出する書類については、「提出書類一覧」(別紙1)を参照してください。

なお、提出期限後において、提出された書類の内容を変更することはできません。また、提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

#### (6) 追加書類の提出

本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

#### (7) ヒアリングの実施

本市が必要と認める場合は、申請書類等の提出後に、申請者に対してヒアリングを実施します。

(8) 申請者が運営する同種施設等の実地調査

申請者が他の同種施設等を運営する場合で、本市が必要と認める場合は、申請者が運営する同種施設等の実地調査を行います。

(9) 著作権の帰属等

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、本市は指定候補者の選定の公表等必要な場合には、申請書類の内容を無償で使用できるものとします。また、本市は事業計画等申請書類の内容及び指定候補者の選定結果を公表する場合がありますが、申請者はこれに対して異議を申し立てることはできません。

なお、申請書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

(10) 費用の負担

申請に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(11) 資料の取扱い

本市が提供する資料は、申請に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させたり、又は内容を提示したりすることを禁じます。

(12) 留意事項

申請者が、指定候補者の選定に関して選定委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となることがあります。

#### 4 指定候補者の選定等

(1) 指定候補者の選定方法

指定候補者の選定に当たっては、次のとおり、審査を行い、総合的に最も高い評価を受けた申請者を、市長が指定候補者として選定します。

なお、審査の結果、該当者なしとする場合があります。

ア 「審査項目及び審査基準」(別紙2)に基づき、各審査項目について0点から2点までの3段階評価を行い、各審査項目の評価点(0点~2点)を算定します。次に、各審査項目の評価点に、各審査項目の重要度に応じて設定した係数(1~2)を乗じて、各審査項目の得点を算出します。

イ 申請団体が本市からの派遣職員による人的支援又は運営補助金の交付による財政支援を受けている外郭団体の場合は、その他の団体とのイコール・フットィングを確保するために、審査項目「資金収支及び事業活動収支の状況」において、当該支援相当額の調整を図ります。

ウ 必要に応じて、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査等を実施し、評価点を補正します。

エ 市内中小企業及び市内に本拠を置く団体並びに地域住民が主体となった団体には、加点を行います。

オ これらの得点の計(100点満点換算)をもって、申請者の総得点とします。

(2) 審査結果

指定候補者の選定は、令和8年10月上旬~令和8年10月下旬の予定です。審査結果については、申請者全員に文書で通知します。

(3) 指定候補者の選定等の公表

指定候補者の選定後、申請の概況(経過、申請者名等)、審査内容の概要及び指定候補者の総得点等について公表します。

(4) 仮協定書の締結

指定候補者を選定した後に、詳細について仮の協定書を取り交わすこととします。

(5) 市会の議決

指定候補者の選定後、地方自治法の規定に基づき、京都市会に指定候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しないことがあります。

なお、市会の議決が得られなかった場合及び否決した場合においても、指定候補者が指定施設の運営事業に関して支出した費用等については、一切補償しませんので御了承ください。

(6) 労働関係法令遵守状況報告書の提出

本件の指定管理者(受託者)となった場合、指定管理協定(契約)締結後、京都市公契約基本条例第12条の労働関係法令遵守状況報告書を提出していただく必要があります(同報告書の詳細は、ホームページ「京都市入札情報館」を御覧ください)。

(7) 業務の引継ぎ等

新たな指定管理者は、指定後、速やかに現在の指定管理者と協議し、指定開始日から円滑に業務が実施できるよう、指定開始日までに利用者サービス等の業務の引継ぎ、引き継ぐ物品等の確認、その他必要な準備行為を行うものとし、それに要する費用を負担するものとします。

なお、新たな指定管理者が将来指定期間満了等により後任の指定管理者に業務を引き継ぐこととなった場合は、当該後任の指定管理者決定後、速やかに業務及び備品等の引継ぎを開始し、後任の指定管理者が行う準備行為にも協力するなど、指定管理者の変更に際し、施設の管理業務に支障が生じないように努めるものとします。

## 5 運営に係る基本事項

(1) 物品の貸与等

京都市公有財産及び物品条例第12条の規定に基づき、本市が現在の指定管理者に無償で貸与している物品については、引き続き新たな指定管理者に無償で貸与します。その他、事業の実施に必要な物品については、指定管理者が準備することとします。

(2) 本施設の修繕

施設全体に係る大規模修繕（施設の躯体部分や空調等）については、指定管理者の責に帰すべき事由があると認められる場合等を除き、本市の負担を基本としますが、その他の修繕（使用に起因する施設の劣化した部分・部材又は低下した性能・機能を原状（初期の水準）又は使用上支障のない状態まで回復させるものをいう。）については、指定管理者の負担を基本とします。

なお、本市による修繕については、予算の範囲内により行うこととします。

(3) その他

ア 次に該当する場合、地方自治法第244条の2第11項に基づき、必要に応じて、指定管理者の業務の停止や指定の取消しを行う場合があります。

(ア) 指定管理者が排除条例第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者に該当することが判明した場合

(イ) 施設の管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認められる場合

(ウ) 指定に関し不正の行為があった場合

(エ) 法令の規定、本件指定の条件又は協定書に記載された条件に違反した場合

(オ) 法令の規定、本件指定の条件又は協定書の規定に基づき本市関係職員が行う報告の聴取、検査又は調査の実施を拒否し、又は妨害したとき、その他本市関係職員の指示に正当な理由がなく従わなかった場合

(カ) その他施設の管理業務を継続しがたい事由があると認められる場合

イ 公の施設の管理の基準又は業務の範囲の大幅な変更等により、指定管理者の再指定を行う場合があります。

ウ 本市が施設の供用を休廃止するなどの理由により、指定期間の変更（短縮）等を行う場合があります。

## 6 基本的事項の遵守

指定候補者が、この要項に定める基本的な事項に反した場合は、指定管理者に指定しないことがあります。

## 7 施設の概要

(1) 名称

京都市深草墓園

(2) 所在地

京都市伏見区深草石峰寺山町45-1他

(3) 構造

納骨堂	鉄筋コンクリート造平屋建	158.67平方メートル
管理事務所	RC造平屋建	82.00平方メートル
便所棟	木造平屋建	32.00平方メートル
集会室等	木造平屋建	74.46平方メートル

(4) 主な施設内容等

敷地面積 21,260平方メートル（公園2か所含む。）

うち、樹木型納骨施設 約2,100平方メートル

<納骨堂の実績> (令和8年3月31日時点)

	短期	永年	合計
令和7年度納骨件数	1,713	798	2,511
延べ納骨件数	2,522	25,568	28,090

<樹木型納骨施設の実績> (令和8年3月31日時点)

毎年、600体程度(遺骨申込み、生前申込み)を上限に本市において公募する予定である。

令和7年度納骨件数	118
延べ納骨数	795

(5) 収支状況 令和7年度収支状況

(単位：千円)

収入状況		支出状況	
委託料	60,808	人件費	32,077
利用料金	48	事業費	5,998
自主事業	0	委託費	18,998
その他	0	小額修繕費	465
		その他	2,660
収入計	60,856	支出計	60,198

## 8 業務の概要及び運営に係る基本事項

(1) 業務の概要

京都市深草墓園条例(以下「条例」という。)、条例施行規則及び関係法令を遵守のうえ、次に掲げる事業を実施していただきます。

ア 納骨堂

墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項に規定する納骨堂として、条例及び条例施行規則に基づき、使用許可事務、焼骨の収蔵作業(永年納骨の粉状焼骨区分にあつては、収蔵前の粉骨作業を含む。)及び使用料徴収事務を行い、月に1度以上の頻度で、本市に対し関係書類の送付と徴収した使用料の納入を行ってください。

イ 樹木型納骨施設

墓地、埋葬等に関する法律第2条第4項に規定する墳墓として、条例及び条例施行規則に基づき、焼骨の一時保管・納骨に関する受付事務・焼骨の埋蔵作業(骨壺から袋への移し替え作業を含む。)及び記名料の徴収事務を行い、月に1度以上の頻度で、本市に対し関係書類の送付と記名料の納入を行ってください。(樹木型納骨施設の使用料の徴収収納事務は本市が行います。)

ウ 集会室

都市公園法第2条に規定する公園施設として、条例及び条例施行規則に基づき、利用受付事務及び利用料金の徴収を行ってください。

エ 本市が春と秋の年2回開催する式典に当たり、ハガキ等による遺族への事前通知、前日までの会場設営及び本市が指定する準備等を行ってください。また、当日は、受付等来場者への対応及び本市の指定する事項を行ってください。

オ 次のとおり、建物及び敷地(公園2か所を含む。)を管理してください。

ただし、樹木型納骨施設(約2,100㎡)の維持管理については、別表1に定めたとおりです。

(ア) 建物、設備及び備品の修繕、補強

(イ) 建物及び敷地の警備、清掃、ゴミ処理、除草(トイレ清掃については、1日1回以上実施することとする。)

(ウ) 敷地内の除草、敷地内及び敷地周囲の排水溝の清掃(年4回以上実施することとする。)

(エ) 植栽の剪定及び衛生害虫等の防除

(オ) 公園内の清掃、ゴミ処理、除草、遊具(※)の管理

(カ) その他適正な管理に必要な事項

※ 遊具の管理について

公園内の遊具等の安全性、機能性を確保するため、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」(国土交通省)及び「遊具の安全に関する規準」(社団法人日本公園施設業協会)に基づく日常点検のほか、「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」又はこれらと同等以

上の知識や経験を有する資格を持つ専門業者による点検を年2回以上行う。

カ ホームページの運営

施設のホームページを運営し、利用者に対する情報発信を行ってください。

キ 指定管理者による企画提案業務のうち本市が認める事業

ク その他本市が必要と認める業務

(2) 開園日

毎日（休園日なし）。ただし、1月1日から3日までは納骨の受付事務は行わない。

(3) 開園時間

午前8時から午後5時まで

(4) 職員及び職員数

常に3名以上の職員が従事する体制が必要です。

また、管理事務所長は、原則として専任とし、他の施設又は業務と兼務しないこととします。

(5) 利用者負担金

納骨堂の使用料については、指定管理者が申請者から条例で定められた金額を徴収することとしますが、全額本市の収入とします。

ただし、使用料の減免の決定については、本市が行います。

(6) 指定管理者の収入

集会室の利用料金及び本市が支弁する委託料を指定管理者の収入とします。

(7) 本指定管理者への委託料

各年度において、本市が指定管理者に支払う指定管理料は、各会計年度の予算の範囲内において別途締結する協定書に基づき支払いますが、利用料金収入が客観的に見て過大と認められる場合は、指定管理料を減額する場合があります。

(8) 「賃金・物価スライド制度」の適用

基準指定管理料のほか、賃金・物価水準の変動に応じて、その変動分を指定期間2年度目以降の指定管理料に反映する仕組みである「賃金・物価スライド制度」を適用します。

なお、制度の趣旨に反して指定管理料の増額分が適切に活用されていないと判断される場合は、賃金・物価スライド額を上限として指定管理料の返還を求める場合があります。

制度の詳細については、京都市情報館（下記URL）を参照してください。

※ 京都市情報館 URL: <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000351231.html>

(9) 消費税等

消費税等諸税は課税される可能性があります。

## 9 運営に係る特記事項

(1) 新たな指定管理者は、現在の指定管理者が行っている墓参環境の維持、向上に努めるものとします。

(2) 指定管理者は、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供などに関して、同法第11条の規定により主務大臣が定める対応指針（ガイドライン）を遵守するとともに、本市が策定した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領」を踏まえ、適切に対応することとします。

(3) 指定管理者による企画提案業務の実施を希望する場合は、事前に本市に対し提案を行ってください。

## 10 指定期間

今回の指定期間は、令和9年4月1日から令和13年3月31日までの4年間とします。ただし、事業方針の変更等により、指定管理期間を短縮する場合があります。

## 11 問い合わせ先

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所北庁舎3階

電話 075-222-3433

FAX 075-222-4062

電子メールアドレス eisei@city.kyoto.lg.jp

## ○樹木型納骨施設の維持管理について

## (1) 園路、献花台、記名碑の巡視、清掃

1日2回以上、園路、献花台について、常に墓参環境の維持、向上に向けて、巡視、清掃（落葉・ゴミの収集、拭き掃除等）を行うこと。

## (2) 樹木・植物管理

樹木を健全に育成管理するため、施肥、害虫防除、樹木補修（枯損木処理、風倒木処理等その他植栽地の管理）、剪定等必要な育成管理を行うこと。

※ 標準的数量等は、次のとおり。

工種	数量	単位	備考
<b>植栽維持（樹木）</b>			
基本剪定 常緑高木剪定 幹周 60cm 未満	32	本	
基本剪定 常緑高木剪定 幹周 60cm 以上	1	本	
基本剪定 落葉高木剪定 幹周 60cm 未満	43	本	
軽剪定 常緑高木剪定 幹周 60cm 未満	32	本	
軽剪定 常緑高木剪定 幹周 60cm 以上	1	本	
軽剪定 落葉高木剪定 幹周 60cm 未満	43	本	
中木剪定	93	本	
低木剪定	54.5	m <sup>2</sup>	
<b>灌水作業</b>			
4月・5月 週3日半日作業	14	人	
6月 週2日半日作業	4	人	
7月～10月 週4日半日作業	31	人	
11月～3月 週1日半日作業	11	人	
<b>除草工</b>			
除草 植栽地 人力（薬剤不使用）400m <sup>2</sup> （概算） 年4回	800	m <sup>2</sup>	
<b>薬剤散布作業</b>			
高木 幹周 60cm 未満	75	本	
高木 幹周 60cm 以上	1	本	
中木	93	本	
低木	54.5	m <sup>2</sup>	
<b>芝地管理工</b>			
除草 機械 669.4 m <sup>2</sup> 年4回	2677.6	m <sup>2</sup>	
芝刈 機械 669.4 m <sup>2</sup> 年4回	2677.6	m <sup>2</sup>	